

山梨県鉄道施設安全対策事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県鉄道施設安全対策事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に定めるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(補助の目的)

第2条 この補助金は、今後発生が予想されている大規模地震や劣化による鉄道施設の被害の未然防止や拡大防止を行う鉄道施設安全対策事業に要する経費の一部を国と協調して補助することにより、列車の安全運行及び鉄道利用者の安全確保を促進するとともに発災時における緊急応急活動の機能を確保することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 鉄道施設について、健全度の評価又は補修・補強等による対策方法の検討を行う事業(安全性評価・対策検討緊急事業)
- (2) 鉄道施設(取替資産を除く。)であって、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を超えて使用している施設又は「鉄道構造物等維持管理標準」等に基づく評価により、老朽化が認められる施設の補強・改良を行う事業(緊急老朽化対策事業)

(交付の対象等)

- 第4条 知事は、県内鉄道路線において鉄道事業者(東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社を除く。以下「補助事業者」という。)が行う補助対象事業に必要な経費のうち、調査費、本工事費、附帯工事費及び用地費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 県が交付する補助金の額は、国の補助する額以内とし、かつ、補助対象経費に5分の2を乗じて得た額以内とする。

(申請手続)

- 第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書(第1号様式)に実施計画(変更)書(第2号様式)を添付して知事に提出するものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定により交付申請をするに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知等)

第6条 知事は、第5条の規定による補助金の交付申請があったときは、これを審査のう

え、予算の範囲内で交付決定を行い、交付決定通知書（第3号様式。補助金の増額又は減額に係る交付決定については第3号の2様式）を補助事業者に送付するものとする。

- 2 知事は、前条第2項ただし書きの規定により交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 3 知事は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げを行うときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（計画変更）

第8条 補助事業者は、実施計画を変更しようとするときは、変更承認申請書（第4号様式）に実施計画（変更）書を添付して、知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、流用先の費目について、当初計画額の30%以内又は1千万円以内のいずれか低い額を変更する場合には、この限りでない。

- 2 知事は、実施計画書の変更の申請があったときは、その内容を審査し、承認した場合は、第5号様式により補助事業者に通知するものとする。
- 3 補助事業者は、第1項ただし書の規定による変更を行ったときは、実施計画変更届（第6号様式）に、実施計画（変更）書を添付して知事に届け出なければならない。

（状況報告）

第9条 補助事業者は、補助事業の実施状況について、毎会計年度第2四半期が終了したとき及び知事の要求があったときは、速やかに実施状況報告書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が年度内に完了しない見込みであるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、補助事業実施状況報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了の日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、完了実績報告書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。ただし、補助事業の全部が交付決定年度内に完了しないときは、翌年度の4月30日までに年度終了実績報告書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第11条 知事は、前条に定める完了実績報告書の提出を受けたときは、これを審査のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、第10号様式により補助事業者に通知するものとする。

(概算払の請求)

第 1 2 条 補助事業者は、県から補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書 (第 1 1 号様式) を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 1 3 条 補助事業者は、第 5 条第 2 項ただし書きの規定により交付申請を行った場合において、補助対象事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに第 1 2 号様式により知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合は、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることとする。

(取得財産等の整理)

第 1 4 条 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産 (以下「取得財産等」という。) に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第 1 5 条 補助事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件 (平成 2 2 年国土交通省告示第 5 0 5 号。以下「告示」という。) に定める期間保存しなければならない。

- (1) 前条に規定する帳簿
- (2) 取得財産等の得喪に関する書類
- (3) 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

(取得財産等の管理等)

第 1 6 条 補助事業者は、取得財産等について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第 1 7 条 取得財産等のうち、規則第 2 0 条第 2 号に規定する機械及び重要な器具で知事が別に定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が 5 0 万円を超えるものとする。

- 2 告示に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- 3 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書 (第 1 3 号様式) を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は、第 2 項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(監督)

第 18 条 知事は、必要と認めるときは、補助事業者に対して補助事業の実施状況及び補助金の整理について検査を行い、又は報告を求めることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 7 月 10 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 26 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。